

四日市市教委告示第9号

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月30日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第4条 激励金の交付対象者は、市内に住所を有する選手及びその引率者とする。ただし、第2条 第1号及び第4号に該当する大会についてはこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する第2条 第1号に該当する大会に出場する場合の選手及びその引率者については、次の各号のいずれかに該当するとき、交付対象者とする。</p> <p><u>(1) 過去に本市に通年10年以上の住民登録のあった者</u></p> <p><u>(2) 全市的な壮行会等が開催される者</u></p> <p>3 第1項ただし書きに規定する第2条 第4号については、別表のスポーツ激励金交付基準に基づき市内の高等学校、大学に対して交付するものとする。<u>ただし、市外の高等学校・大学に通学する者で、市内在住の選手については選手に対して交付するものとする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) <u>国際大会及び全国大会要項</u></p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第4条 激励金の交付対象者は、市内に住所を有する選手及びその引率者とする。ただし、第2条 第1号、<u>第2号及び第4号</u>に該当する大会についてはこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する第2条 第1号、<u>第2号</u>に該当する大会に出場する場合の選手及びその引率者については、次の各号のいずれかに該当するとき、交付対象者とする。</p> <p><u>(1) 市内に住所を有している者</u></p> <p><u>(2) 過去に本市に通年10年以上の住民登録のあった者</u></p> <p><u>(3) 過去に本市における住民登録期間が10年未満であっても、全市的な壮行会等が開催される者</u></p> <p>3 第1項ただし書きに規定する第2条 第4号については、別表のスポーツ激励金交付基準に基づき市内の高等学校、大学に対して交付するものとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 大会要項</p>

(2) (略)

(3) 予選大会要項及び結果、又は出場が  
確認できる書類

(実績報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、大会  
終了後速やかに、事業完了報告書に大会結  
果報告等を添えて市長に提出しなければな  
らない。

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成31年3月31日限  
りその効力を失う。

(2) (略)

(3) 予選結果

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成28年3月31日限  
りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。